

## (前期用)

経営学プログラム	経済学プログラム	ファイナンスプログラム
出願時に以下(a)又は(b)のいずれかに該当する者。なお、日本語を母語としない者は、日本国際教育支援協会による日本語能力試験(JLPT)の N1 の認定を受けている必要がある(旧試験の1級の認定を含む)。	出願時に以下(1)から(8)のいずれかに該当する者。なお、日本語を母語としない者は、日本国際教育支援協会による日本語能力試験(JLPT)の N1 の認定を受けている必要がある(旧試験の1級の認定を含む)。	2024年4月1日現在、国内外の金融機関又は金融関連業務を行う企業において、あるいは、事業会社の財務部門や経営部門において、通算で2年以上の職業実務経験を有し、かつ、以下(1)から(8)のいずれかに該当する者。
(a) 下記の(a-1)～(a-5)のいずれかの要件を満たす者 (b) 下記の(b-1)～(b-8)のいずれかの要件を満たし、出願時点で常勤者として勤務地が通学範囲内にある企業や団体、公共経営に関する機関に在籍し、勤務先の所属長による承諾書を提出できる者	(1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者及び2024年3月末までに卒業見込みの者 (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2024年3月末までに授与される見込みの者(大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者*) *事前審査書類提出時に大学改革支援・学位授与機構の学位授与申請受理証明書を提出できる者。	(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月末までに修了見込みの者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月末までに修了見込みの者 (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者及び2024年3月末までに修了見込みの者 (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を
(a-1) 修士の学位を有する者及び2024年3月末までに修了見込みの者 (a-2) 専門職学位〔学校教育法第104条第2項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。〕を有する者 (a-3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (a-4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者 (a-5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (b-1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者及び2024年3月末までに卒業見込みの者 (b-2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2024年3月末までに授与される見込みの者(大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授		

<p>与された者及び授与される見込みの者*) *事前審査書類提出時に大学改革支援・学位授与機構の学位授与申請受理証明書を提出できる者</p> <p>(b-3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月末までに修了見込みの者</p> <p>(b-4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年3月末までに修了見込みの者</p> <p>(b-5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者及び2024年3月末までに修了見込みの者</p> <p>(b-6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(2024年3月末までに修了及び学位授与見込みの者を含む)</p> <p>(b-7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(b-8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等)</p>	<p>我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(2024年3月末までに修了及び学位授与見込みの者を含む)</p> <p>(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等)</p>
---	---

## (後期用)

経営学プログラム	経済学プログラム	ファイナンスプログラム
出願時に以下(a)又は(b)のいずれかに該当する者。なお、日本語を母語としない者は、日本国際教育支援協会による日本語能力試験(JLPT)の N1 の認定を受けている必要がある(旧試験の1級の認定を含む)。	出願時に以下(1)から(8)のいずれかに該当する者。なお、日本語を母語としない者は、日本国際教育支援協会による日本語能力試験(JLPT)の N1 の認定を受けている必要がある(旧試験の1級の認定を含む)。	2024年10月1日現在、国内外の金融機関又は金融関連業務を行う企業において、あるいは、事業会社の財務部門や経営部門において、通算で2年以上の職業実務経験を有し、かつ、以下(1)から(8)のいずれかに該当する者。
(a) 下記の(a-1)～(a-5)のいずれかの要件を満たす者 (b) 下記の(b-1)～(b-8)のいずれかの要件を満たし、出願時点で常勤者として勤務地が通学範囲内にある企業や団体、公共経営に関する機関に在籍し、勤務先の所属長による承諾書を提出できる者	(1)学校教育法第83条の大学を卒業した者及び2024年9月末までに卒業見込みの者 (2)学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2024年9月末までに授与される見込みの者(大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び授与される見込みの者*) *事前審査書類提出時に大学改革支援・学位授与機構の学位授与申請受理証明書を提出できる者。	(3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者
(a-1) 修士の学位を有する者及び2024年9月末までに修了見込みの者 (a-2) 専門職学位〔学校教育法第104条第2項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この項において同じ。〕を有する者 (a-3) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (a-4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者 (a-5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者 (b-1) 学校教育法第83条の大学を卒業した者及び2024年9月末までに卒業見込みの者 (b-2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び2024年9月末までに授与される見込みの者(大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授	(3)外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者 (4)外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者 (5)我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者 (6)外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を	

<p>与された者及び授与される見込みの者*) *事前審査書類提出時に大学改革支援・学位授与機構の学位授与申請受理証明書を提出できる者</p> <p>(b-3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者</p> <p>(b-4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者</p> <p>(b-5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者及び2024年9月末までに修了見込みの者</p> <p>(b-6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(2024年9月末までに修了及び学位授与見込みの者を含む)</p> <p>(b-7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(b-8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等)</p>	<p>我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む)により、学士の学位に相当する学位を授与された者(2024年9月末までに修了及び学位授与見込みの者を含む)</p> <p>(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者</p> <p>(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号:旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校を卒業した者等)</p>
---	---